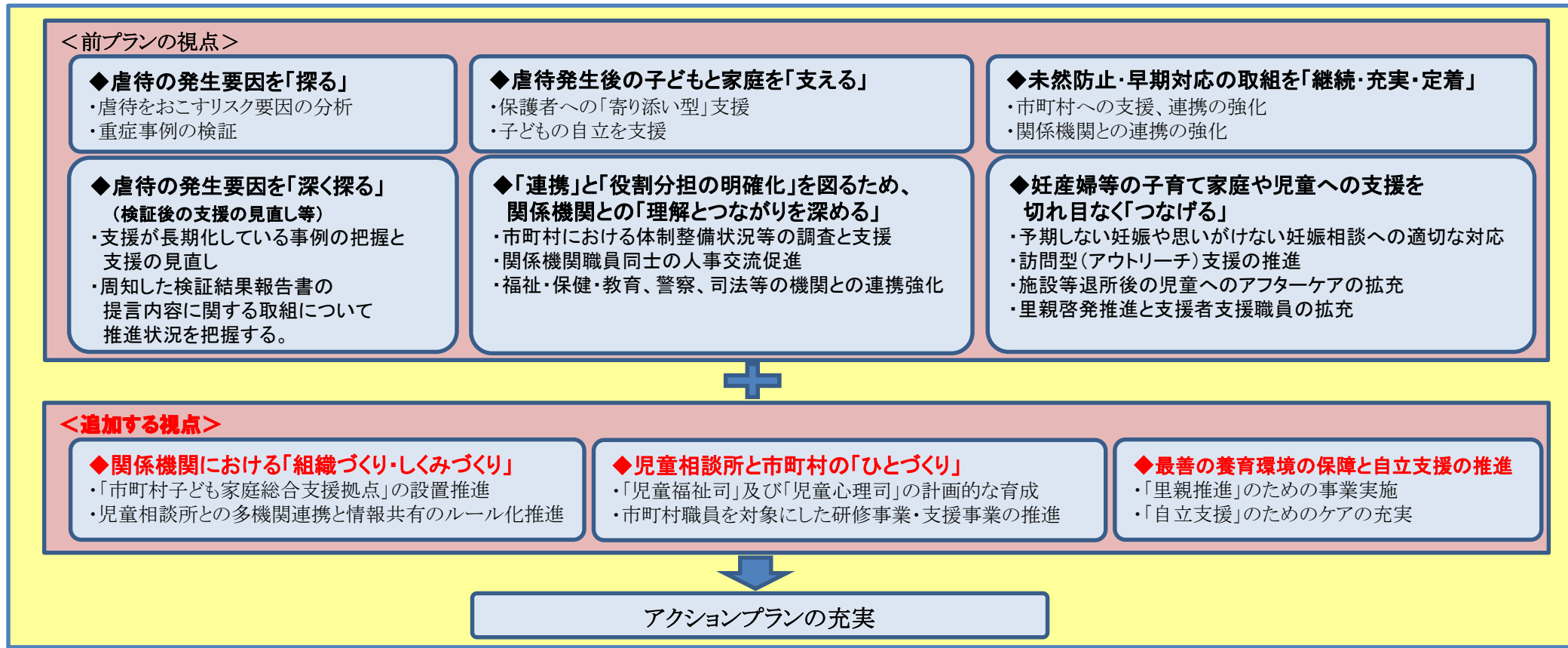


改定の背景・趣旨

○これまで「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(平成29年度～平成31年度)に基づき、児童虐待の「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」について、各種の取組を実施してきた。
 ○平成23年からアクションプラン改定及び内容の見直しを続け、5つの柱及び14の主要項目は充実が図られてきた。
 過去の取組内容を検証し、**指標からは更なる取組の必要性があると判断された**。そのため来年度の改定にあたっては、**アクションプランの柱や主要項目は維持したうえ、法改正や国による「緊急総合対策」の内容を踏まえ、児童虐待防止対策に必要な評価指標として30項目を設定**する。第4期プラン改定にあたっては、児童相談所及び市町村における**「体制・専門性強化」に必要な「組織づくり・しくみづくり」「ひとづくり」の視点のほか、「最善の養育環境の保障と自立支援の推進」の視点**を加え、各種事業を実施していく。

改定の視点



計画期間・進行管理

○計画期間:令和2年度～令和4年度(3カ年間)
 ○進行管理:毎年度、評価指標の状況等を公表。外部委員で構成する「奈良県子どもを虐待から守る審議会」において、実施状況等を報告

具体的な取組

※ 取組の実施主体についてはカッコ内に記載 例:【 県 】

(施策の柱Ⅰ) 虐待の実態把握と要因分析

- 児童虐待の実態等の検証
 - 虐待相談の実態調査・要因分析【 県 】
 (通告時期や一時保護・施設入所等の措置を行った児童の入所時年齢、虐待発生時期の分析等の実態把握)
 - 重症事例等の検証【 県 】
- 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し
 - 支援が長期化している事例の実態把握【 県 】
 (2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの把握)
- 検証結果報告書の活用状況の把握
 - 検証結果報告書の提言内容に関する取組の推進状況の把握【 県 】
 (毎年度、提言内容の取組に関する進捗を把握し推進を図る)

(施策の柱Ⅱ) 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

- 地域における見守り活動の強化
 - 地域における子育て支援の充実【 県、市町村 】
 - 民生委員・児童委員活動の強化【 県 】
- 啓発活動の推進
 - 地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【 県 】
 - オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発【 県、市町村 】
 - 若年者を対象とした啓発活動の推進【 県 】
 - 「体調によらない子育て」に関する広報・啓発【 県 】
 - 里親及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進【 県 】

(施策の柱Ⅲ) 虐待の予防と早期の対応

- 母子保健活動との連携強化
 - 妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援【 県、市町村 】
 (子育て世代包括支援センター設置推進、予期しない妊娠相談に対応する研修実施等)
 - 医療機関と連携した支援【 県、市町村 】
- 子育て支援の充実
 - 養育力を高めるための子育てプログラムの推進【 県、市町村 】
 - 学校における予防教育の推進【 県 】
 - 子育て支援事業の充実【 県、市町村 】
 - 訪問型(アウトリーチ型)子育て家庭支援の推進【 県、市町村 】
- 虐待通報対策の充実・強化
 - 県と市町村のリスクアセスメントの共通化【 県、市町村 】
 - 通報受理時の情報の共通化【 県 】
- 要保護児童対策地域協議会の充実・強化
 - 要保護児童対策地域協議会の活性化【 県 】

(施策の柱Ⅳ) 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

- 一時保護の機能充実
 - 一時保護所の機能の充実【 県 】
- 社会的養護における体制の充実
 - 都道府県社会的養育推進計画の推進【 県 】
 - 里親委託・里親支援推進のためのフォスティング機能強化【 県 】
 (里親育成のための研修、児童を委託している里親への支援等実施)
- 被虐待児等へのケアの充実
 - 児童養護施設等におけるケア機能の充実【 県、施設設置者 】
 (施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進)
- 家族の再統合、子どもの自立への支援
 - 家族の再統合に向けた支援【 県 】
 - 家庭復帰後の支援・見守り体制の充実【 県、市町村 】
 - 施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実【 県、施設設置者 】
 - 施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充【 県 】
 (退所児童を孤立させず自立を支えるため、必要な経済的・心理的支援を実施する)

(施策の柱Ⅴ) 子どもと家庭を支援する体制づくり

- 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化
 - 福祉・保健・教育、警察、司法等の児童に関わる連携強化【 県 】
 - 警察・市町村・子ども家庭相談センターとの連携強化【 県、市町村 】
 - 警察・司法・子ども家庭相談センターとの連携強化【 県 】
 (臨検・捜査に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修 等)
 - 県と市町村の役割分担【 県、市町村 】
 - 情報提供に関するルール共有化【 県 】
 (個別ケース検討会議の実施基準、転居時等の情報提供方法等のルール化)
 - 市町村職員と子ども家庭相談センター職員との人事交流促進【 県、市町村 】
 (関係機関の相互理解を図り、連携と役割分担の明確化を図るため職員派遣を実施)
- 市町村の組織体制の充実・強化
 - 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進【 県、市町村 】
 - 虐待相談対応の組織・体制の整備【 市町村 】
 - 職員の専門性の向上【 県、市町村 】
 - 市町村における相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援【 県 】
 (市町村の相談体制状況と課題及びニーズを把握する調査を実施し必要な支援を実施)
- 県の組織体制の充実・強化
 - 虐待相談対応の組織・体制の整備【 県 】
 - 職員の専門性の向上【 県 】
 - 市町村研修担当職員・里親支援員等の支援者支援の拡充【 県 】
 (市町村職員・里親等の支援者への研修と、支援者への相談支援を実施する体制を拡充)
 - 専門職の育成計画の作成【 県 】